

商品説明書（お客さま用）

（平成23年12月1日現在適用中）

1. 商品名	・純金積立（ゴールド&ジュエリーコース）
2. 期間	・1年毎の自動更新
3. ご利用可能な方	・個人のお客さま
4. 買付方法 (1) 買付時期	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の買付代金を当月の営業日数で割った一定金額で、純金（純度99.99%）を毎営業日買い付けします。 （例えば、毎月3,000円の買付代金で1ヵ月20営業日の場合、毎営業日に150円ずつ買い付けします） ※ただし、12月30日は除きます。
(2) 買付代金	<ul style="list-style-type: none"> ・1月あたり3,000円以上、1,000円単位 お客さまが指定する年2回の月に増額買付も可能です。
(3) 買付価格	<ul style="list-style-type: none"> ・毎営業日の当行の金店頭販売価格に消費税相当額を上乗せした価格となります。
5. 引出方法等	<p><金地金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5g以上5g単位で、随時、引き出しできます。 ・1kg、500g、100g、50g、20g、10g、5gの7種類の金地金を大きいものから順に組み合わせて引き出し、お届けの住所に送付します。 <p><等価交換></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行で積み立てた金を、金貨やジュエリーと交換することができます。 ・等価交換の対象となる商品については、お客さまのお届けの住所に送付する「等価交換商品カタログ」をご覧ください。 ・等価交換は、当行の店頭にて引き出し手続後、等価交換商品カタログに同封されている葉書を郵送することでお申しいただけます。 <p><売却></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1g以上1g単位でご売却いただけます。 ・売却価格は、売却日の当行の金店頭買取価格に消費税相当額を上乗せした価格となります。
6. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・年間口座管理料：1,260円（消費税込） ・買付委託手数料：買付代金1,000円につき月額25円（消費税込） ・商品送付手数料： <ul style="list-style-type: none"> ・引き出した金地金、金貨自動送付サービスによる金貨、等価交換による金貨の郵送の場合 1回当たり2,100円（消費税込）（郵便物と引き換えにお支払いください） ・等価交換によるジュエリーの郵送の場合 無料
7. 付加できる 特約事項	<p><金貨自動送付サービス>（無料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回の指定月にカンガルー金貨（1オンス）を1枚、お届けの住所に送付します。ただし商品送付手数料2,100円（消費税込）がかかります。（指定月の前月末時点で金積立残高が33g以上ある場合に限り）
8. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・金は預金商品ではありません。 ・預金保険の対象外です。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

9. 元本欠損リスクと要因	<ul style="list-style-type: none"> ・金には、価格変動リスクがあります。 購入した金を売却する場合、市場の動向等によっては、売却額が購入額を下回る等、損失が生じるリスクがあります。 ・店頭販売価格と店頭買取価格にはそもそも差があるため、購入時と売却時の相場環境が同じであっても、その差額分は損失となります。 なお、店頭販売価格および店頭買取価格については、窓口までお問い合わせください。
10. その他想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・市場の混乱および売買に支障をきたすような事象が発生した場合等には、金の売買に応じられないこともあります。
11. その他の説明事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買益への課税：総合課税 金資産の取得・保有の状況、売買回数等、お客さまの状況によって所得の種類は分かれますが、譲渡所得、事業所得または雑所得となります。 いずれも確定申告が必要です。 ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、給与および退職所得以外の所得が売却益を含めて年間20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。 税金に関する詳しいことは専門家にご相談ください。 ・ 積み立てた金の保管・管理・金地金の送付ならびに積み立てた金の等価交換(金貨自動送付サービスを含みます)は、当行の業務委託先である住友商事株式会社(同社100%出資子会社である住商マテリアル株式会社を含みます)にて行います。 ・ 金の保管・管理、金地金の送付ならびに等価交換(金貨自動送付サービスを含みます)業務を行うために必要なお客さまの情報(氏名、住所、等価交換／引き出し／売却の別、およびその重量等)を当行から住友商事株式会社(同社100%出資子会社である住商マテリアル株式会社を含みます)に提供することになります。 ・ 取引明細書を年2回(3月末・9月末までの6ヵ月間の取引明細をそれぞれ4月・10月)お届けの住所に送付します。 ・ 一部の店舗ではお取扱できません。 ・ 当行の苦情処理措置及び紛争解決措置 当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いに関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 <ul style="list-style-type: none"> 《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772 ・ 支払調書制度(平成24年1月から適用されます。) 200万円を超える金地金のご換金時、当行は居住者等の当該取引に関して支払調書を作成し、税務署に提出します。 金地金をお取引いただく際は、お取引に必要な書類等(お通帳やご印鑑等)とあわせて、必ずご本人確認資料(運転免許証やパスポート等)をお持ちいただきご来店ください。くわしくは当行店頭窓口にお問い合わせください。

(平成23年12月1日改定)